

## 廃棄物に関するQ&A

帰還困難区域については、廃棄物の回収に向けて現在準備中です



Q 高齢なので家の片付けができません。

A 東京電力㈱がお手伝いします。お申込みは、受付ダイヤル※2へお願いします。

Q 車を処分したいときは？

A リサイクル業者へご連絡ください。



Q 家のリフォームで出た廃材を処分したいときは？

A リフォームした業者に処分を依頼してください。

Q 家屋の解体の申込みをしているが、屋内にあるものは？

A 必要ないものは、そのまま解体時に処分します。必要なものは、解体工事が始まる前までに各自で持ち出してください。なお、倒壊の恐れがあり家屋等からの持ち出しが困難な場合は、相談窓口※4にご連絡ください。

Q 除染の際に片付けたものの回収は？

A 片付けたものの中に必要なものがなければ、粗大ごみとあわせてコールセンター※1へお申込みください。

Q 自分で庭木の手入れをした枝葉の処分は？

A 枝は回収しやすいように縛って、葉や細かいものは袋に入れて、それぞれごみステーションへお出してください。大量の場合は、粗大ごみとしてコールセンター※1へお申込みください（右ページ参照）。

Q 灯油を処分したいときは？

A 少量の場合は、町内のガソリンスタンド㈱ 叶屋または㈱渡辺商店へお申込みください。大量（灯油タンクに残っている等）の場合は、受付ダイヤル※3へお申込みください。浪江のお宅に回収にうかがいます。

※2

### 家屋清掃(片付け)受付ダイヤル

東京電力(株)復興推進室

TEL 080(5527)3959

- 受付期間：12月18日(金)まで
- 受付時間：平日 9時～12時・13時～16時

※3

### 灯油回収受付ダイヤル

盛喜石油(株)

TEL 0246(54)6098

- 受付時間：月曜日～土曜日 8時～17時

## 家屋等の解体申請の受付について

- 東日本大震災により被災した避難指示解除準備区域または居住制限区域に立地している家屋等の解体申請は、本年度も引き続き受け付けています。  
(帰還困難区域に立地している家屋等は、現時点では解体申請の対象外です。復興・帰還に向けた取組みとともに対応方針を検討中です)
- 解体申請をしてから実際の解体工事に着工するまでは相当な期間を要しますので、早めの解体申請をお願いします。解体申請の受付・お問い合わせは下記のとおりです。

### 家屋等解体申請の受付

(株)高島テクノロジーセンター  
(環境省受託業者)

TEL 0120(603)016

- 二本松市北トロミ573番地  
(浪江町役場二本松事務所敷地内特設建物)
- 受付時間：平日 8時30分～16時30分

※4

### 家屋解体のお問合せ

浪江町除染および災害廃棄物等に関する相談窓口

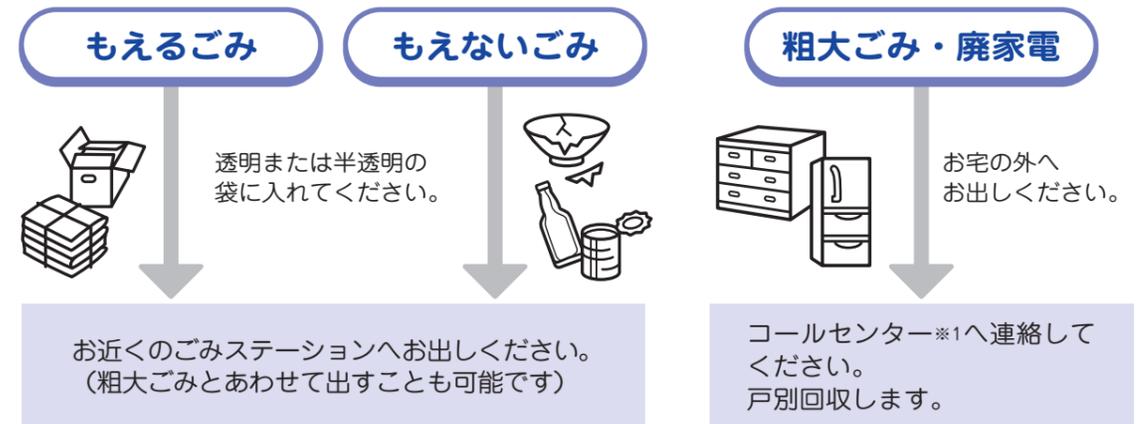
TEL 0120(505)043

- 浪江町大字幾世橋字六反田7-2  
(浪江役場本庁舎1階南側)
- 受付時間：平日 9時～17時

# 浪江町内の ごみの出し方について

現在、町内では片付けごみの回収を行っています。一時立入りの際、浪江のお宅で出たごみの出し方について、いまいちどご確認ください。

(帰還困難区域については、回収に向けて現在準備中です。準備が整い次第、改めて広報等でお知らせします)



### もえるごみ



※1

### 粗大ごみ・廃家電受付コールセンター

双葉運輸(株) (環境省受託業者)

TEL 0120(46)5175

(平日 8時30分～17時)

FAX 0120(46)0232

(終日受付可)

南棚塩地区に建設された仮設焼却施設で焼却します(今年7月より本格稼働中)。

- 片付けごみのほかに津波で流出したガレキ、解体された家屋等の可燃物等も焼却します。処理能力は、300 t/日です。
- 排ガス対策、焼却灰の管理など安全管理をきちんとしています。
- 焼却した後の灰は、現地で一時保管した後、放射線量に応じた処分場へ搬出します。